特定非営利活動法人

**東近江学童保育ネットワーク**

こどもの家（学童保育）入所のしおり

令和６年度（２０２４年度）

**特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワークの理念**

【基本理念】

　保護者と支援員の共同により、子どもの心身共に健やかな成長を育むために、学校や地域と連携しながら、放課後の豊かな生活づくりを目指します。

特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク（以下、学童保育ネットワーク）は、働きながら子育てをする親が立ち上げ運営をしてきた１１の学童保育所が集まり、平成

２９年（2017年）８月に設立しました。これまで大切にしてきた保護者の思い、各所の個性や地域性を損なうことなく、より豊かで安定した保育環境づくりを目指しています。

【保育理念】

　１．子どもたちが、安全に安心して生活できる居場所をつくります。

　２．子ども一人ひとりを大切にし、子ども自身が自分を大切に思い、仲間を大切に思う心を育みます。

　３．保護者が安心して働ける環境をつくります。

　４．子どもの最善の利益を考慮し、学校や地域、行政との連携に努め、地域の子育てを支援します。

**こどもの家（学童保育）とは**

こどもの家（学童保育）は、児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に基づき、保護者の就労等により、放課後及び学校休業日に保育を必要とする児童が安心・安全に遊びや生活をする場として提供されるものです。

**こどもの家（学童保育）の運営**

東近江市内の１１所（２４支援）のこどもの家（こどもの家一覧表参照）は、「東近江市学童保育所運営指針」に基づき、学童保育ネットワークが施設管理者の指定又は業務委託を受け、運営をしています。

学童保育ネットワークの運営は、保護者会と支援員の代表と事務局で構成する運営委員会が中心となって協議し、理事会の承認を得て行っています。（運営規程第４条）

こどもの家の運営財源は、東近江市からの指定管理料及び業務委託料、並びに保護者からの保育料等によりまかなわれています。

**こどもの家（学童保育）利用案内**

〇保護者会

こどもの家（学童保育）を利用する保護者は、利用するこどもの家の保護者会の会員にならなければなりません。（運営規程第４条第４項）

　保護者会の規則や会費は、それぞれの保護者会によって定められていますので、各こどもの家の保護者会会則をご確認ください。（運営規程第４条第５項）

１．対象児童（運営規程第７条）

　　保護者が保護者会の会員であり、下記のいずれかの事由により放課後及び学校休業日に保育する者がいない、各こどもの家の属する小学校区の小学１年生から６年生までの児童

　①　就労

　②　疾病、障害

　③　同居又は長期入院等している親族の介護・看護

　④　災害復旧

　⑤　就学

　⑥　求職活動

２．開所日（運営規程第１４条）

　①　学校のある平日

　②　土曜日（こどもの家ごとに利用状況に合わせて開所日数が異なります。）

　③　学校休業日（春・夏・冬の長期休み）の平日

　④　学校の振替休日（運動会等）

３．閉所日（運営規程第１５条）

　①　日曜日、国民の祝日、国民の休日

　②　８月１３日から８月１６日まで

　③　１２月２９日から１月３日まで

④　災害・感染症等の学校の臨時休業日

⑤　午前７時の時点で暴風警報又は特別警報が発令されている場合

⑥　その他、理事長が休所を必要と認めた場合

４．開所時間（運営規程第１４条）

|  |  |
| --- | --- |
| 平日（学校の授業日） | 学校の放課後から午後７時まで  （支援員は、午前１０時３０分から在所） |
| 土曜日 | 午前７時３０分から午後７時まで |
| 学校の振替休業日 |
| 春・夏・冬の長期休み |

※午前７時３０分より早くや、午後７時を超えての利用はできません。

５．負担金等（運営規程第１１条）

保育料及びおやつ代の徴収は口座振替です。振替手数料は、保護者負担となります。

◆入所料　：　５，０００円　　※入所時のみ徴収

◆保育料　：１０，０００円／月

◆おやつ代：　１，５００円／月　毎月の負担金　１１，５００円＋振替手数料

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（８８円：令和５年９月現在）

※イベント等を開催する場合は、別途、必要な費用をご負担いただく場合があります。

※月の途中に入所又は退所された場合は、利用日数に関わらず、１カ月分の保育料等が必要となります。

　※**口座振替日は、毎月５日**となります。ただし、金融機関が休業日の場合は、翌営業日

６．保育料の減免（運営規程第１１条第３項）

兄弟姉妹での利用、ひとり親家庭世帯の場合については、下記のとおり減免制度があります。減免を希望される場合は、下記の書類の提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減免理由 | 減免後の保育料 | 必要書類 |
| 兄弟姉妹で利用する世帯  ※第２子以降の児童対象 | ８，０００円／月 | なし |
| ひとり親家庭世帯  ※全児童対象 | ８，０００円／月 | 児童扶養手当証書の写しまたは  福祉医療費受給券（母子・父子家庭対象のもの）の児童と母又は父の写し  詳細は、８ページ④に掲載 |

※ひとり親家庭世帯の減免は、その世帯の全児童が対象になりますので、兄弟姉妹減免との併用はできません。

７．土曜保育の利用（運営規程第１６条）

　◆対象児童

　　保護者の就労で保育が必要な児童

　◆利用方法

　　各こどもの家の土曜保育開設日をご確認の上、利用希望日の**１週間前までに**所定用紙に記入して支援員まで提出してください。また、在籍しているこどもの家が利用希望日に開設していない場合には、開設している他のこどもの家を利用することができます。その場合も同様に在籍するこどもの家の支援員に所定の用紙にて申し込みをしてください。

　◆利用料

　　土曜保育の利用料は下記のとおりです。翌々月の保育料に加算して振替にて徴収します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 午前利用　7:30～13:00 | 午後利用　13:00～19:00 | 一日利用 |
| ３００円 | ３００円 | ６００円 |

　※２、３月分は口座振替時期の都合により、直接現金徴収になります。

◆利用にあたっての注意事項

　　土曜保育の申し込みをしていて事前にその必要がなくなった場合には、速やかに支援員までお知らせください。また、当日病気等で欠席する場合にも必ず連絡を入れてください。連絡なく欠席された場合は、利用があったものとして翌々月の保育料に加算して利用料を徴収します。

　　開所予定日の１週間前を過ぎても一人も利用申し込みがなかった場合は、事前の予告なく閉所することがありますのであらかじめご了承ください。

８．途中入所（運営規程第９条第５項）

　　年度の途中での入所を希望される場合は、入所希望日の**４０日前まで**に申し込みをしてください。入所日は毎月１日を基本としています。

ただし、入所を希望されるこどもの家が定員を超えている場合や、職員不足等の理由で施設側の受け入れ体制が整えられない場合には、入所をお断りすることがあります。また、**長期休み中のみの受け入れはしていません。**

９．途中退所（運営規程第１０条）

　　都合により退所を希望される場合は、退所届（ホームページからダウンロードできます。）を退所する日の**１０日前まで**に提出してください。なお、特別な事由がある場合を除き、入退所の繰り返しは認めません。

１０．緊急時対応について（運営規程第１５条第５号ア）

　◆台風来襲時

台風来襲により児童の安全対策が十分にできない時は、小学校（教育委員会）の措置に準じた対応をします。

【小学校課業日の場合】

　①　午前７時の時点で『暴風警報』や『特別警報』が発令され、小学校が臨時休校になった場合⇒こどもの家（学童保育）完全閉所

　②　小学校が就業時間を繰り上げ下校が早まった場合

　　　⇒　ア）こどもの家に下校させ保育をしますが、気象情報等を確認していただきできるだけ速やかにお迎えをお願いします。

　　　　　イ）地区下校で直接自宅に帰す場合は、**必ず欠席の連絡**をしてください。

【小学校休業日の場合】（長期休み及び土曜日等）

　①　午前７時の時点で『暴風警報』や『特別警報』が発令された場合

　　　⇒こどもの家（学童保育）完全閉所

　②　こどもの家（学童保育）登所後に『暴風警報』や『特別警報』が発令された場合

　　　⇒気象情報を確認していただき、できるだけ速やかにお迎えをお願いします。

◆インフルエンザ等による学級（学年・学校）閉鎖時（運営規程第１５条第５号イ）

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等で小学校が学級（学年・学校）閉鎖になった場合は、該当する学級（学年・学校）の児童は、こどもの家（学童保育）に登所できません。

※児童が感染していなくても、学級（学年・学校）閉鎖の期間は登所できません。

１１．保育時間中の急病や事故・けがについて

　　支援員は、事故やけがのないよう十分注意を払っていますが、それでも保育中にけがをする場合があります。児童にけがや事故が発生したときには、下記のように対応します。

①　急病や体調不良の場合

　　登所後に、児童が急病や体調不良を訴えた場合には、静養室で安静させるとともに、保護者に連絡してお迎えを要請します。

②　軽度なけがの場合

　　支援員が応急処置をします。※医療行為は行いません。

　　けがの程度に応じて、保護者に電話連絡又は、迎え時に状況をお伝えします。

③　医師の診察・治療が必要と判断した場合

　　保護者の緊急連絡先へ連絡し、判断を仰ぎます。

　　連絡の取れない場合や、保護者からの依頼があった場合には、支援員が病院へ搬送して診察、治療を受けてもらいます。

※保育時間中の事故・けがの補償については、スポーツ安全保険及び施設賠償責任保険に加入し、補償の内容は、その保険の範囲内で対応します。（運営規程第２１条）

１２．除籍（運営規程第１３条）

　　下記の事由により、こどもの家の管理運営に支障をきたす恐れがある場合は、除籍処分となります。

1. 特別の事由なく保育料等を３ヶ月以上滞納した場合
2. 開所時間（午前７時３０分）、閉所時間（午後７時）がたびたび守られず、３回の

勧告を受けてもなお改善が認められない場合（こどもの家も行政と連携して必要な支援先の案内等に努めます。）

1. 学童保育の秩序を著しく乱す等、管理運営に支障をきたす恐れがあると理事会で

認められた場合

**こどもの家（学童保育）での生活について**

１．生活内容

　◆学校課業日

　　子どもたちは、小学校から学級、学年単位等で集団下校してきます。１年生の入学当初や下校に支援の必要な児童等は、必要に応じて支援員が学校まで迎えに行きます。

　　登所後は、遊びを中心にして宿題をしたり、おやつを食べたりしながら生活をします。

　　こどもの家ごとにそれぞれの特色を生かしながら、集団遊びや伝承遊び等様々な遊びを展開したり、工作活動を取り入れるなどして、子どもたち一人ひとりが自分に自信を持って楽しみながら集団生活を送れるよう取り組んでいます。また、一人ひとりが集団の一員であることの意識づけや異年齢でのつながりを大切にするために、班活動や当番活動にも取り組んでいます。

　◆学校休業日（長期休み及び土曜日等）

　　原則的に保護者の送迎により登降所します。昼食はお弁当持参が基本になります。

　　学校休業日は、こどもの家（学童保育）で過ごす時間が長くなりますので、毎日一定の学習時間を設けたり、集団での遊びや工作、所外活動等様々な計画を立てながら、一日の生活リズムを作ります。また、行事の計画や実行には子どもたちも積極的に参加できるようにして、子どもたちの力で自主的に活動していけるように取り組んでいます。

　◆宿題、自主学習について

　　こどもの家（学童保育）では、「一定時間机に向かう習慣を身につける。」ことができるように下校後（学校休業日は午前中に１時間程度）に宿題に取り組むよう働きかけています。しかし、日によっては下校時間が遅かったり、体調が悪かったりして集中して学習に取り組めないこともありますので、宿題に取り組むことを強制はしていません。また、学年が上がれば自分なりに生活時間の組み立てができるようになりますので、宿題をする時間帯も必ずしも保育時間中に限らなくなってきます。様々な状況がある中で、無理強いすることなく、子どもたちが一日の中に自然と机に向かう時間を持てるように働きかけていきます。

こどもの家（学童保育）は塾ではありませんので、習熟状況の把握や、具体的な学習の指導まではしていません。子どもたちの学習内容の最終確認は、それぞれのご家庭にお任せしていますので、ご理解をお願いします。

　◆感染症防止対策について

現在、保育利用時のマスクの着用については、個人の判断に委ねています。

毎日、児童や支援員等の健康観察を行っています。児童や同居家族に発熱がある場合や、体調がすぐれない場合は、こどもの家（学童保育）の利用を控えていただいています。

　手洗い及び消毒の実施、ペーパータオルの利用や室内の換気など３密等に注意しながら感染予防対策を講じています。

　◆おやつについて

　　おやつは、各こどもの家で週単位や月単位で計画的に購入し、出席した児童のおやつとして提供しています。基本的には市販のお菓子を購入して提供しますが、手作りおやつやケーキ等の特別なおやつを準備することもあります。そのため、欠席した児童には、翌日以降に欠席した日のおやつをお渡しすることはしていません。どうしても欲しいという場合は、当日中に各こどもの家まで受取りにお越しください。

**※食物アレルギーがある場合は、必ず緊急連絡・保健調査票（入所決定後配布）に記入し事前にお知らせください。後日、改めてアレルギー調査票を提出していただき、個別に保護者と面談の上、こどもの家での対応について詳細を確認させていただきます。**

**現在、アレルゲンの除去対応が必要な児童のおやつについては、保護者にご持参いただいています。その場合は、おやつ代金は、徴収しません。**

２．こどもの家（学童保育）への登所・降所について

　　児童の安全を考慮し、こどもの家（学童保育）への登降所は、保護者が送り迎えをお願いします。保護者以外が送迎する場合は、事前にこどもの家に連絡をしてください。

家庭の事情等によりどうしても子どもだけでの登降所になる場合は、その旨をこどもの家に連絡し、保護者の責任の下で行ってください。子どもだけで登降所する途中で事故や何らかのトラブルが生じてもこどもの家（学童保育）及び学童保育ネットワークは、一切の責任を負いませんのでご了承ください。

３．欠席連絡について

　　児童がこどもの家（学童保育）を欠席する場合は、必ず保護者からこどもの家へ連絡してください。

　　連絡なく欠席した児童については、保護者の緊急連絡先に出欠確認の電話をさせていただきます。

４．困りごと・心配ごと・わからないことについて

　　こどもの家（学童保育）の運営や、保育のこと、不審者情報の共有等、困ったことや心配なこと、わからないこと等については、各こどもの家の相談窓口となる主任支援員もしくは、学童保育ネットワーク事務局までご相談ください。

特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク事務局

〒527-0034　東近江市沖野三丁目２番１７号

ＴＥＬ／ＦＡＸ　050-8036-0971　又は　0748-56-1346

**E-mail：**[**higashioumi-gakudo.net@e-omi.ne.jp**](mailto:higashioumi-gakudo.net@e-omi.ne.jp)

ホームページ：https://www.it-service.co.jp/a/higashioumi-gakudo/

事務局開所日時：月～金曜日　午前９時３０分～午後６時

　事務局閉所日：土日祝日、夏季（８／１３～１６）年末年始（１２／２９～１／３）

**入所申し込みについて**

１．入所申請書類

　　入所を申し込むには、以下の書類の提出が必要です。

　① 入所申請書及び同意書（兼児童台帳）

　　※入所児童１人につき１枚提出してください。

　② 保護者が就労等で放課後及び学校休業日に保育できない状況を証明する**下記のいずれかの書類を提出**してください。※保護者１人につき１枚提出してください。

　【給与所得者】　様式１

⇒就労証明書

　【法人化している自営業者】　様式１

⇒就労証明書

　【法人化していない自営業者】　様式２

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に直近の確定申告書の写し又は個人事業開業届出書の写し（税務署発行の日付入りのもの）を添付

　【農業】　様式２

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に耕作証明書又は農業所得収支内訳書の写しを添付

【介護・看護】　様式２

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に対象者の診断書又は介護保険被保険者証の写し等を添付

　【疾病・障害】　様式２

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に対象者の診断書（意見書）又は身体障害者手帳の写し等を添付

　【就学】　様式２

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に入学又は在学証明書を添付

【求職中】　様式２及び様式３

⇒自営・農業・介護・看護・疾病・障害・就学等申出書に確約書を添付

1. **７０歳未満の祖父母が同居（世帯分離している場合や、隣の敷地に住んでいる場合も含む。）し、保育にあたれない場合は、上記②のいずれかの書類を提出**してください。※年齢は、令和６年４月１日時点とし、同居の祖父母１人につき１枚提出してください。入所判定基準表の点数に反映します。
2. ひとり親家庭世帯の減免を受けようとする場合には、**次のいずれかの証明書類を提出**してください。

【児童扶養手当証書】（水色）※写しを提出してください。

　【福祉医療受給権】（ピンク）※保護者及び入所児童の両方の写しを提出してください。

　【母子・父子家庭証明書】※市発行の証明書原本を提出してください。

２．入所申請書類の提出について

　　入所を申し込む場合は、**利用を希望するこどもの家（１２ページ掲載）に下記の期間内に申請書類を提出**してください。なお、継続で入所希望の方も次年度の入所申請書類の提出が必要です。

|  |
| --- |
| **申請書類提出期間：令和５年１０月１６日（月）～１１月６日（月）**  **１０時３０分～１９時まで**  ※土、日、祝日は除きます。  ※午前中は職員研修等で支援員が一時不在になる場合があります。  ※１６時～１８時の保育のピーク時はなるべく避けてください。 |

３．入所の可否決定について

　　入所希望者が、こどもの家の定員を大幅に超える場合や、適切な職員配置が難しい場合は、入所をお断りすることがあります。期間内に提出された書類に基づき、入所の審査を行い、**令和５年１２月中旬頃までに全世帯に入所の可否決定通知書を送付します。**

入所が決定した場合には、保育に必要な二次書類（緊急連絡・保健調査票、預金口座振替依頼書等）を同封しますので、案内文書に従って期限（案内文に記載）内に利用を希望するこどもの家に書類の提出及び入所料等の支払いをしてください。

期限内に書類の提出及び入所料等の納入がなかった場合は、入所を辞退されたものとして処理しますのであらかじめご了承ください。（学童保育ネットワークから入所の有無について問い合わせのご連絡をすることはありません。）

　　入所希望者が、こどもの家の定員を超えた場合には、入所選考基準表に基づき、点数の高い児童から順に入所決定を行います。

また、入所していただけない児童には、入所不承諾通知書を交付します。なお、入所を待機される方は、入所待機申請書の提出をお願いします。後日、定員に空きができた場合は、点数の高い児童から順に連絡を行い、入所希望の再確認後、順次入所の手続きを行います。

４．入所辞退について

入所決定後に入所を辞退される場合は、速やかに入所辞退届をこどもの家に提出してください。入所辞退届は、ホームページからダウンロードできます。また、各こどもの家にも備えています。

東近江学童保育ネットワーク加盟こどもの家一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 小学校区名 | 施設名称 | 所在地 | 電話番号 |
| 1 | 玉緒小学校 | 玉緒こどもの家  第１・第２ | 東近江市大森町  ９７１番地 | 050-5801-1126 |
| 2 | 御園小学校 | 御園こどもの家  第１・第２ | 東近江市五智町  　　　２２８番地１ | 050-5801-1128 |
| 3 | 八日市南  小学校 | 八日市南こどもの家  第１・第２・第３ | 東近江市沖野三丁目  ２番１７号 | 050-5801-1129 |
| 4 | 箕作小学校 | 箕作こどもの家  第１・第２・第３・第４ | 東近江市小脇町  ４６４番地 | 050-5802-8997  050-8036-0813  050-8036-1405 |
| 5 | 八日市西  小学校 | 八日市西こどもの家  第１・第２ | 東近江市柏木町  １４番地 | 050-8034-1127 |
| 6 | 五個荘  小学校 | 五個荘こどもの家  第１・第２・第３ | 東近江市五個荘竜田町  ５４８番地 | 050-5801-1172 |
| 7 | 愛東北  小学校 | 愛東北こどもの家 | 東近江市百済寺本町  　　　　１５２１番地 | 050-5801-0366 |
| 8 | 湖東第一  小学校 | 湖東第一こどもの家 | 東近江市下里町  ３５番地 | 050-5802-3135 |
| 9 | 湖東第二  小学校 | 湖東第二こどもの家 | 東近江市南菩提寺町  ４６８番地 | 050-5802-3136 |
| 10 | 能登川南  小学校 | 能登川南こどもの家  第１・第２・第３ | 東近江市佐野町  ７５７番地７ | 0748-42-9833  050-5802-2508  050-5802-9248 |
| 11 | 蒲生西  小学校 | 蒲生西こどもの家  第１・第２ | 東近江市蒲生大森町  ２２８番地１ | 050-8035-9906 |

特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワークに加盟しているこどもの家の一覧です。